

法務省管総第145号

平成30年1月15日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 和田 雅 樹

(公印省略)

「難民認定制度の濫用・誤用的な再申請者の帰国促進に係る措置の試行について（指示）」の廃止について（通知）

今般、本月12日付け法務省管第2号通達をもって、入国・在留審査要領第12編第2章第26節「特定活動」の一部を改正し、「特定活動（難民認定申請者用）」の在留資格の取扱いを変更したことに伴い、実質的に本件措置に類する取扱いがなされていくことになることから、標記指示を廃止することとしたので、通知します。

なお、本日の時点で、標記指示第4の1（1）に定める措置対象候補者となっている外国人については、従前のおり、標記指示に基づく帰国促進に係る措置を講じるものとします。

本件措置は一定の効果が認められたことから、その趣旨を踏襲し、今後とも、在留制限措置を講じられた外国人について、難民認定手続及び退去強制手続を進めるに当たって、関係部門間で緊密に連携、情報共有を図った上で、適切に対処するよう願います。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。